

特定教育・保育施設等重大事故検証部会の運営方法等について

1 検証内容等に関すること

部会が検証する内容は以下のとおりとし、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。

＜検証内容＞

- ・ 死亡事故その他の重大事故の経過に関すること。
- ・ 死亡事故その他の重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- ・ その他検証に必要と認められること。

2 部会の組織に関すること

(1) 部会は、児童福祉専門分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

(2) 部会委員は以下の委員により構成する

- ・ 児童福祉専門分科会会長
- ・ 小児医学に関する知見を有する委員
- ・ 人権及び法律に関する知見を有する委員
- ・ 保育事業に従事しかつ保育事業の運営等に対し知見を有する委員
- ・ 幼稚園事業に従事しかつ幼稚園の運営等に対し知見を有する委員
- ・ (必要な場合) 検証事案に関し専門的知見を有する委員及び臨時委員

3 会議の公開に関すること

検証を行うことはその後の事故の再発防止につながるものであることから、再発防止策等をまとめた報告書については、原則公開することとし、プライバシー保護の観点から、会議については非公開とする。